

ごみ処理基本計画（第5期）骨子案について

1. 第4期（前回）計画の課題整理

市民、事業者との協働による施策を積み重ねるとともに、ごみの減量と資源化に関する新たな目標を設定し、計画的に施策を推進していくことが求められている。

2. 社会情勢の変化への対応

高齢化・人口減少社会に対応し、限られた財源の中で、効率的なごみ処理体制の構築と併せて、高齢世帯への新たな行政サービスなどを検討する必要がある。

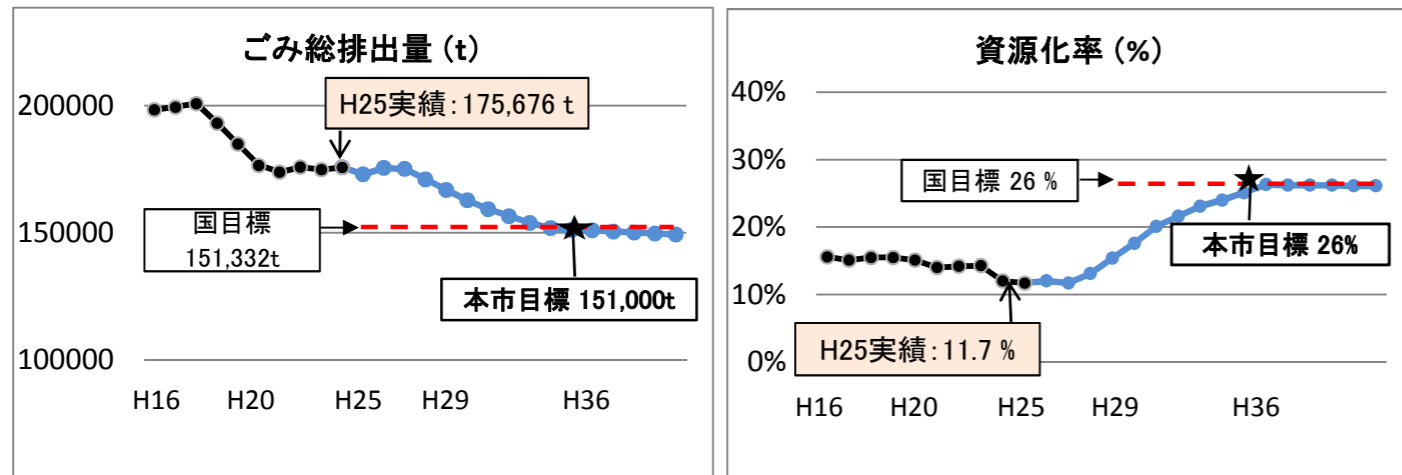
地球温暖化対策や、再生可能エネルギー導入推進策として、廃棄物バイオマスの活用等を検討し、環境負荷の少ないごみ処理を行う必要がある。

3. 第5期計画の基本理念

市民、事業者、市の明確な役割分担に基づく廃棄物の減量と、再使用、再生利用、エネルギー回収等による資源の循環を進め、適正かつ環境負荷の少ないごみ処理体制を構築することにより、持続可能な社会の実現を図る。

ごみの減量と資源循環による持続可能な社会の実現

4. 数値目標の設定



【数値目標】

- ①ごみ総排出量を151,000tまで減量(強化)
 - ②資源化率を26%に向上(強化)
 - ③焼却処理量を110,000tまで減量(新規目標)
- 目標達成年度は平成36年度とする

【第4期(前回)計画の目標と実績】

- ①ごみ総排出量
H25中間目標181,000t・・・実績175,676t
- ②資源化率
H25中間目標18.1%・・・実績11.7%

(参考) 国の目標値

- ① 平成32年度までに ごみ総排出量を平成12年度比で25%減 (本市ごみ量換算 151,332 t)
- ② 平成29年度までに 資源化率26%

5. 基本方針と主な施策

基本方針1 市民・事業者との協働によるごみの減量	
市民・事業者が積極的にごみの減量化に取り組み、環境負荷の低減やごみ処理費用の削減を図るための施策を計画的に推進する。	
— 施策①	家庭ごみ有料化の導入を検討 (新規)
— 施策②	生ごみ・紙ごみの減量化を促進 (拡充)
— 施策③	ごみの減量に取り組む人材の育成や市民団体・事業者等への支援 (拡充)
— 施策④	容器包装廃棄物などの減量 (継続)
— 施策⑤	環境教育・普及啓発の充実 (拡充)
基本方針2 分別の徹底と再使用、再生利用の促進	
これまで市が率先して行ってきた資源化施策に加え、民間事業者との連携により、資源化率の向上を図る。	
— 施策⑥	事業者との役割分担による資源回収ルート確保 (新規)
— 施策⑦	市民・事業者への情報提供と指導の徹底 (拡充)
基本方針3 適正で効率的なごみ処理体制の再構築	
ごみの発生量や性状に合わせた適正で効率的な収集・運搬・処理体制の再構築を図り、将来を見据えた施設整備を促進する。	
— 施策⑧	将来を見据えた収集体制や施設整備の推進 (新規)
— 施策⑨	不法投棄防止対策等の強化とルール違反ごみの撲滅 (拡充)
— 施策⑩	災害時のごみ処理体制の整備 (拡充)
基本方針4 地球温暖化対策の強化	
廃棄物処理システムの改善による創エネルギーや省エネルギーの取り組みを進め、地球温暖化対策を強化する。	
— 施策⑪	廃棄物バイオマスの活用 (新規)
— 施策⑫	ごみ処理における温室効果ガスの削減 (拡充)